別紙様式16

（日本産業規格Ａ４）

年　　月　　日　　時　　分提出

金融庁長官 殿

商号又は名称

代表者の氏名

システム障害等発生報告書

下記のとおりシステム障害等が発生しましたので報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| **項目** | **内容** |
| 発生日時・場所 | 発生日時 | 　　年　　月　　日　　時　　分頃 |
| 発生場所 |  |
| システム障害等が発生した業務 | 業務の概要 |  |
| 業務への影響 |  |
| システム障害等の把握日時 | 　　年　　月　　日　　時　　分頃 |
| 原因 | 障害分類 |  |
| 原因内容等 | □ 未確認 □ 確認済内容（ ） |
| 対象システム | システム名称等 |  |
| システムの概要 |  |
| 被害状況等 | 被害状況 |  |
| 復旧見込 | □ 復旧済（　　月　　日　　時頃）□ 復旧見込（　　月　　日　　時頃）□ 不明 |
| 復旧までの影響 |  |
| 利用者その他の者への影響等 |  |
| 対処状況 | 復旧までの対応 |  |
| 対外説明 |  |
| その他の連絡先等 |  |
| 事後改善策 |  |  |

（記載要領）

1. 第１報については、システム障害等の全容が判明する前の断片的なものであっても差し支えないものとする。第２報以降については、第１報後の状況の変化の都度適時にその状況を記載すること。なお、提出年月日時分は、各報告の時点を記載すること。
2. 業務への影響や原因等が多岐にわたる場合又は補足説明資料等がある場合には、本様式にその旨を記載して、別紙に記載し、又は添付することも可能とする（様式任意）。
3. 「発生場所」は、システム障害等が発生している情報システム等の設置場所を市町村名まで記載し、及び当該設置場所が為替取引分析業等の営業所又は事務所である場合には当該営業所又は事務所の名称を記載すること。
4. 「障害分類」は、障害分類表の「原因の分類」欄に示した原因の中から報告時点において特定できるものを記載すること。報告時点において障害原因が不明である場合には、空白であっても差し支えないものとする。障害の原因が多岐にわたる場合には、該当し得るものを複数記載することも可能とする。なお、自然災害に起因するシステム障害については、被災地以外で発生したものに限り、本様式に記載すること（被災地で発生しているシステム障害は本様式に記載する必要はない。）。
5. 「システム名称等」は、システム障害等が発生している情報システム等の名称及び当該情報システム等が担っている業務名を記載すること。
6. 「被害状況」は、被害が確認されている場合に、その状況を記載すること。
7. 「利用者その他の者への影響等」は、「業務への影響」により利用者その他の者が被る不利益のほか、利用者その他の者に対して攻撃・障害等が波及する可能性、現況等が確認されている場合には、その内容も記載すること。
8. 「復旧までの対応」は、応急措置や抜本的対応（代替措置等の状況・方針）、抜本的対応の準備に要する時間等を記載すること。
9. 「その他の連絡先等」は、警察、セキュリティ関係機関、他省庁等に対して、既に当該システム障害等について報告している場合に、その連絡先及び連絡の内容を簡潔に記載すること。
10. 委託先（２以上の段階にわたる委託に係るものを含む。）においてシステム障害等が発生した場合には、当該委託先におけるシステム障害等の状況並びに提出者への報告日時及び報告状況を併せて記載すること。

（障害分類表）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **脅威の類型** | **原因の分類** | **説明** |
| サイバー攻撃を始めとする意図的要因 | 外部からの不正アクセス、DoS攻撃 | 外部からのサイバー攻撃による障害 |
| コンピュータウイルスへの感染 | コンピュータウイルスへの感染による障害 |
| その他意図的要因 | 上記以外の意図的要因による障害 |
| 非意図的要因 | ソフトウェア障害 | ソフトウェアの不具合等による障害 |
| ハードウェア障害 | ハードウェアの故障等の物理的な不具合等による障害 |
| 管理面・人的要因 | 設計ミス、操作ミス、外部委託管理上の問題等による障害 |
| その他非意図的要因 | 上記以外の非意図的要因による障害 |
| 災害や疾病 | 災害や疾病 | 災害や疾病による障害 |
| 他分野の障害からの波及 | 情報通信分野（電気通信）からの波及 | 利用する電気通信サービスからの波及による障害 |
| 電力分野からの波及 | 利用する電力利用からの波及による障害 |
| 水道分野からの波及 | 利用する水道供給からの波及による障害 |
| その他他分野からの波及 | 上記以外の他分野からの波及による障害 |
| その他 | その他 | 上記の脅威の類型以外の理由による障害 |